



こんにちは日本共産党です 八千代市議団ニュース

堀口 明子 ☎(752)0453 植田 進 ☎(487)9754
伊原 忠 ☎(488)7207

市議団ホームページ <http://jcp-yachiyo.jp/>
共産党控室メール kyousan@city.yachiyo.chiba.jp

第257号
2016年2月29日
発行
日本共産党
八千代市議会議員団
八千代市大和田新田
312-5

子どもたちへの悲惨な事件が後を絶たない

子どもたちをめぐる悲惨な事件が後を絶ちません。給食費を払えない子が給食の時間になると姿を消す。3歳の女の子が食事も与えられず、親に虐待されて死亡。川崎市の中一の男子学生が殺害され、それを実行した少年はかつて暴力を受けて育てられていた。こんなニュースを聞くたびに心を痛め、なぜ救うことができなかつたのかと悔やまれます。

子どもは人間として大切にされる存在

子どもも大人と同じように、社会の中の大切な一人として尊重されなければなりません。同時に、子どもにはその発達段階に応じて、大人の様々な配慮や援助が必要です。子どもは心も体も発達途中にあり、一人では生きていくことができません。また、自立した大人になるための知識を身に着け豊かな人間関係の中で様々な経験を積むことも必要です。

「子どもの権利条約」は1989年に国連で採択され、現在193の国と地域が締結しています。日本は1994年に批准しました。

戦争と貧困、虐待などから子どもを守り、命の尊厳と幸せに生きる権利をめざして積み上げられてきた、児童の権利に関するジュネーブ宣言（1924年）児童権利宣言（1959年）、国際児童年（1979年）をふまえてつくられた国際条約です。

八千代市にも「子どもの権利条例」を

「子どもの権利条約」は、第1条から第41条で成り立っています。どの子も人として様々な権利をもつことを確認し、子どもたちがこれらの権利を十分に使えるように、「子どもの最善の利益」（3条）を考えて、直接子どもと接する保護者や先生、国や自治体、さらには条約を批准した国同士で助け合うことを約束しています。

地方自治体に「子どもの権利条例」があるか否かで、子どもの権利が大切にされるまちなのかどうかが大きく変わります。「条例」があれば、自治体の姿勢と理念が明確になり、子ども・子育てにやさしいまちづくりができます。また、子どもの参加・意見表明が大切に扱われ、それを事業や施策にも生かすことができます。さらに子どもの居場所づくりや活動の拠点の設置も進めやすくなります。

そして何より子どもの相談や救済機関の新設や強化が進み、子どもたちの命を救い、健やかに育てることができるのです。残念ながら八千代市は「子どもの権利条例」が制定されていません。

日本共産党市議団は、子どもの権利条例の制定をめざし、3月議会で質問します。

